

みどりの風促進区域内における 建ぺい率・容積率緩和制度

申請の手引き



平成24年4月

(令和2年5月一部改定)

池 田 市

【 目次 】

1.	みどりの風促進区域における建ぺい率・容積率緩和制度の 創設について	1
1-1	みどりの風促進区域の背景と概要	
1-2	建ぺい率・容積率緩和制度の内容	
1-3	建ぺい率・容積率の算定の取扱い	
2.	手続きの流れ	8
2-1	通常の流れ	
2-2	緑化施設工事延期の場合	
2-3	大阪府自然環境保全条例の適用について	
3.	手続きに必要な様式	12
4.	様式等の記入例	16
4-1	様式の記入例	
4-2	添付図書の記入例	
5.	緑化面積の計算方法	25
5-1	算出上の留意点	
5-2	各緑化施設区分の面積計算方法	
6.	緑視面積の計算方法	32
6-1	緑視率の定義	
6-2	緑視面積の計算方法	
6-3	緑視面積の計算例	
7.	緑化施設工事が完了後の管理について	42
7-1	表示板の設置について	
7-2	緑化施設の管理について	

1. みどりの風促進区域における建ぺい率・容積率緩和制度の創設について

1-1 みどりの風促進区域の背景と概要

大阪は、都市近郊に自然豊かな山系や海辺があるにもかかわらず、大阪の都市部について、みどり豊かだと感じる人は府民の1%以下にとどまっています。実際、大阪の都市部（市街化区域）における緑被率※は、わずか14%（H14）で、東京23区の18%（H15）より少ない状況です。

さらに、大阪の平均気温は、この100年に2.1℃も上昇し、全国平均の1.0℃の2倍以上であり、この差は、緑地の減少やエネルギー消費の増加によるヒートアイランド現象の影響と考えられています。

このままでは、熱帯夜の増加とともに、熱中症患者が増え、ますます大阪が過ごしにくく不快な都市になってしまいます。

府民アンケートによれば、大阪においてみどりをつなぎ、広げ、増やしていくことについて98%の人たちが進めるべきだと考えています。

このため、大阪府では、府民の財産である大阪府を取り囲む自然豊かな海と山、そしてそこを吹き抜ける自然の風などを活かし、海と山をつなぐ「みどりの風の軸」をつくることとし、府域に12区域の「みどりの風促進区域」を指定し、区域内の緑化等の取組みを重点的に進めることにしました。

区域内の緑化に取り組む上では、これまでの公園や街路樹などの整備だけでは足りません。府民・市民、事業者など、あらゆる人たちが公有地、民有地を問わず緑化を推し進めていく必要があります。

「みどりの風促進区域」では、そのような取組みを促進するため、区域内では次のような取組みを進めていきます。



※緑被率：樹林・樹木及び芝生等の草地で覆われた土地の面積の割合

$$(\text{樹林・樹木の樹冠投影面積} + \text{草地面積}) \div \text{土地の面積}$$

みどりの風促進区域とは、

主要道路、河川を軸に、沿線の民有地も含めて緑化を促進し、厚みと広がりのあるみどり豊かな空間を重点的に創出する区域

みどりの風促進区域のねらい

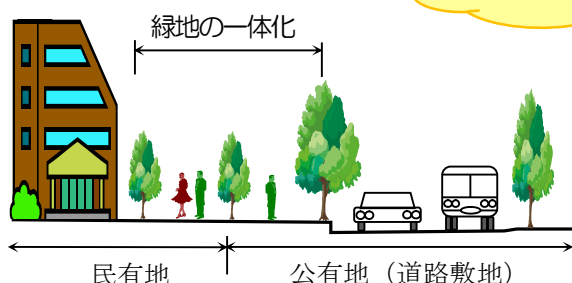
◇人目につきやすいところにみどりを増やしつなげて

実感できるみどりの軸を創出します

◇植物の冷却効果や風を活かして涼しい

クールスポットを形成します

行政、府民、市民、事業者等で、
充実したみどりをつくりましょう！



みどりの風促進区域 取り組みの3本柱

1. 公共事業の重点化（軸となる幹線道路、河川への緑化重点化）

ex. 街路樹補植、剪定工夫、護岸緑化等

2. 周辺民有地の都市計画手法による緑化誘導

⇒ **建ぺい率・容積率緩和制度の創設**

（※従来指定の建ぺい率・容積率を見直し、条件付きで緩和）

3. 周辺民有地の緑化誘導策としての府民・企業等との協働

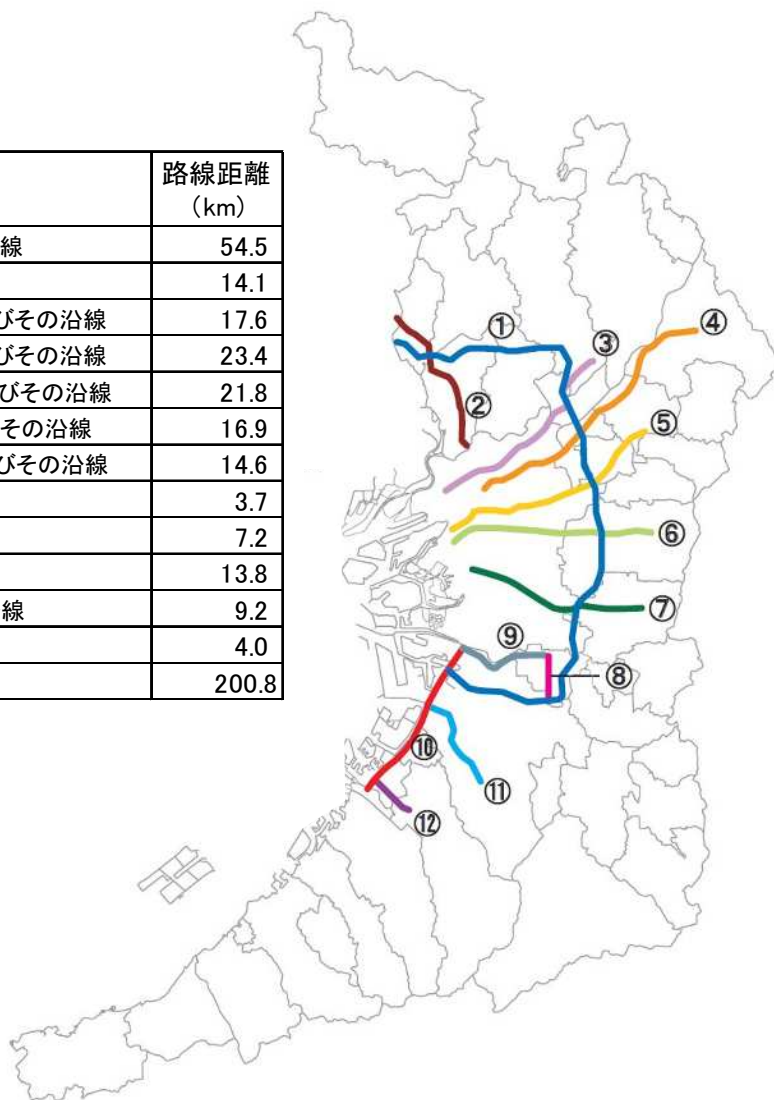
（樹木提供や資材割引などの企業タイアップ、緑化プランなどによる地域協働等）

イメージ図



みどりの風促進区域 位置図

	区域名	路線距離 (km)
①	大阪中央環状線及びその沿線	54.5
②	国道176号及びその沿線	14.1
③	淀川通・大阪高槻京都線及びその沿線	17.6
④	城北公園通・京都守口線及びその沿線	23.4
⑤	安治川・花博通・第2京阪及びその沿線	21.8
⑥	中央大通り・国道308号及びその沿線	16.9
⑦	国道25号・大阪港八尾線及びその沿線	14.6
⑧	国道309号及びその沿線	3.7
⑨	大和川線及びその沿線	7.2
⑩	堺阪南線及びその沿線	13.8
⑪	石津川・泉北2号及びその沿線	9.2
⑫	国道480号及びその沿線	4.0
	合計	200.8



本手引きは、上記促進区域の中で、3本柱の取り組みのうち、2. 周辺民有地の都市計画手法による緑化誘導である建ぺい率・容積率緩和制度を適用する区域についての申請の手引きです。

適用される区域は、次頁のとおりです。本制度は、平成24年4月2日から施行していますので、施行日以降に工事を着手する建築物は、この制度の対象となります。

建築物の着工が平成24年4月2日以降になる可能性がある場合は、本制度を活用することが可能となりますのでご検討ください。

なお、本誘導制度に関する規定は、建築基準関係規定とみなされ、建築確認審査の際の審査事項となり（詳しくはP5の緩和の要件を参照）、建築確認や完了検査の際に、緑化率等の規定に適合していることが必要です。

1-2 建ぺい率・容積率緩和制度の内容

(1) 緩和の内容

本制度は強制ではありません。下記のいずれかを選択可能です。

- ① 従来どおりの建ぺい率・容積率の制限を適用する。
- ② 緑化等の要件を満足して建ぺい率又は容積率の制限の緩和を受ける。

地区名	①従来どおり	②緩和の場合
沿道地区	容積率 200%以下 建ぺい率 60%以下	容積率緩和 容積率 300%以下 建ぺい率 60%以下
		建ぺい率緩和 容積率 200%以下 建ぺい率 70%以下

注意：容積率と建ぺい率を両方活用することはできません。

国道176号沿道の緩和される区域



(2) 緩和の要件(詳細は、地区計画書及び条例で確認してください。)

①建ぺい率の緩和要件

※は建築基準関係規定を示す

項目	建ぺい率の緩和要件
敷地条件	① 敷地面積 300 ㎡未満※
空地	② 建築物を基準道路境界から 1m 以上後退すること※
緑化・環境	③ 緑視率 25%以上※ ④ 緑化率 10%以上※
景観	⑤ 敷地が基準道路に 6m 以上接すること※ ⑥ 壁面後退区域に一定規模以上の工作物を設置しないこと ⑦ 建築物の形態・意匠について配慮すること ⑧ 垣・柵について生垣又は透視可能な構造とすること
防災	⑨ 耐火建築物又は準耐火建築物等とすること※

②容積率の緩和要件

※は建築基準関係規定を示す

項目	容積率の緩和要件
	沿道地区
敷地条件	① 敷地面積 300 ㎡以上※
空地	② 建ぺい率 60%以下※ ③ 建築物を基準道路境界から 3m 以上後退すること※
緑化・環境	④ 緑視率 25%以上※ ⑤ 緑化率 20%以上※ ⑥ 透水性舗装、高反射塗装等の環境配慮の努力義務
景観	⑦ 建築物の高さ 20m 以下※ ⑧ 敷地が基準道路に 15m 以上接すること※ ⑨ 壁面後退区域に一定規模以上の工作物を設置しないこと ⑩ 建築物の形態・意匠について配慮すること ⑪ 垣・柵について生垣又は透視可能な構造とすること
防災	① 耐火建築物又は準耐火建築物等とすること※

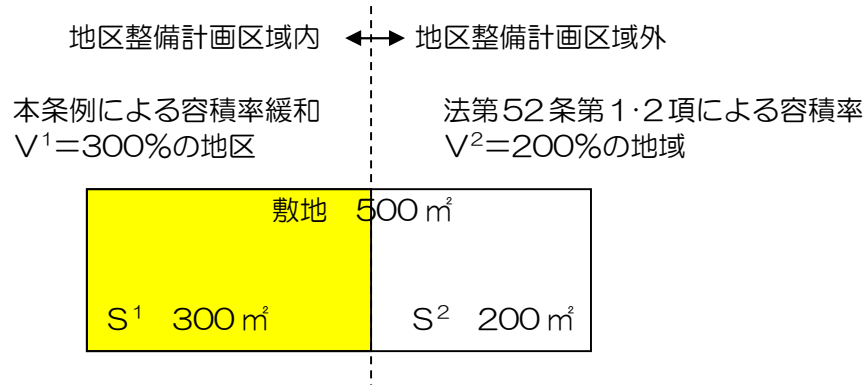
1-3 建ぺい率・容積率の算定の取扱い

(1) 容積率の算定方法

- ①建築物の敷地が、地区整備計画区域の内外にわたる場合の算定方法

建築基準法第68条の8で加重平均することが定められています。

(例)



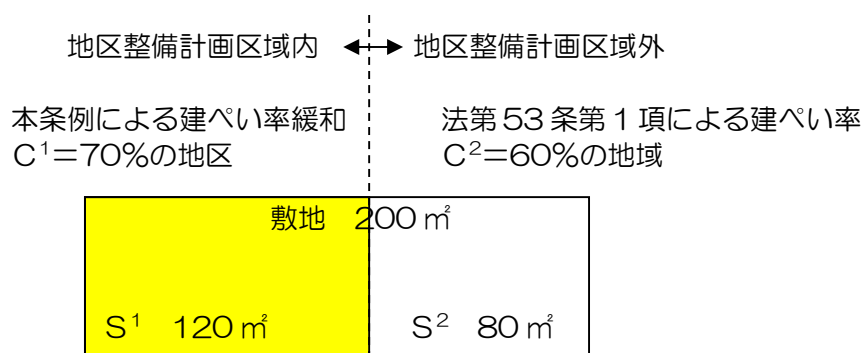
$$\begin{aligned}\text{敷地全体の容積率の最高限度} &= (V^1 \times S^1) + (V^2 \times S^2) / (S^1 + S^2) \\ &= (300 \times 300 + 200 \times 200) / (300 + 200) \\ &= 260\%\end{aligned}$$

(2) 建ぺい率の算定方法

- ①建築物の敷地が、地区整備計画区域の内外にわたる場合の算定方法

建築基準法第68条の8で加重平均することが定められています。

(例)



$$\begin{aligned}\text{敷地全体の建ぺい率の最高限度} &= (C^1 \times S^1) + (C^2 \times S^2) / (S^1 + S^2) \\ &= (70 \times 120 + 60 \times 80) / (120 + 80) \\ &= 66\%\end{aligned}$$

容積率緩和の要件及び計算方法の早見表

敷地の位置	ケース分け	緩和要件	容積率の計算方法
地区整備計画区域 内外	①沿道地区と地区 計画区域外	緑化率を除き敷地 全部に適用 (条例 4 条 2 項)	加重平均 (建基法 68 条の 8)

建ぺい率緩和の要件及び計算方法の早見表

敷地の位置	ケース分け	緩和要件	建ぺい率の計算方法
地区整備計画区域 内外	①沿道地区と地区 計画区域外	緑化率を除き敷地 全部に適用 (条例 5 条 2 項)	加重平均 (建基法 68 条の 8)

2. 手続きの流れ

建ぺい率・容積率緩和制度を適用する場合の基本的な手続きの流れです。

2-1 通常の流れ

緑化率・緑視率に関する手続及び都市計画法第58条の2の規定に基づく届出から建築基準法第7条の規定に基づく建築物の検査済証の交付までの手続きの流れです。

緩和要件について都市計画法第58条の2の規定に基づく届出の中でチェックを受けてください。(フロー図 P.9参照)

2-2 緑化施設工事延期の場合

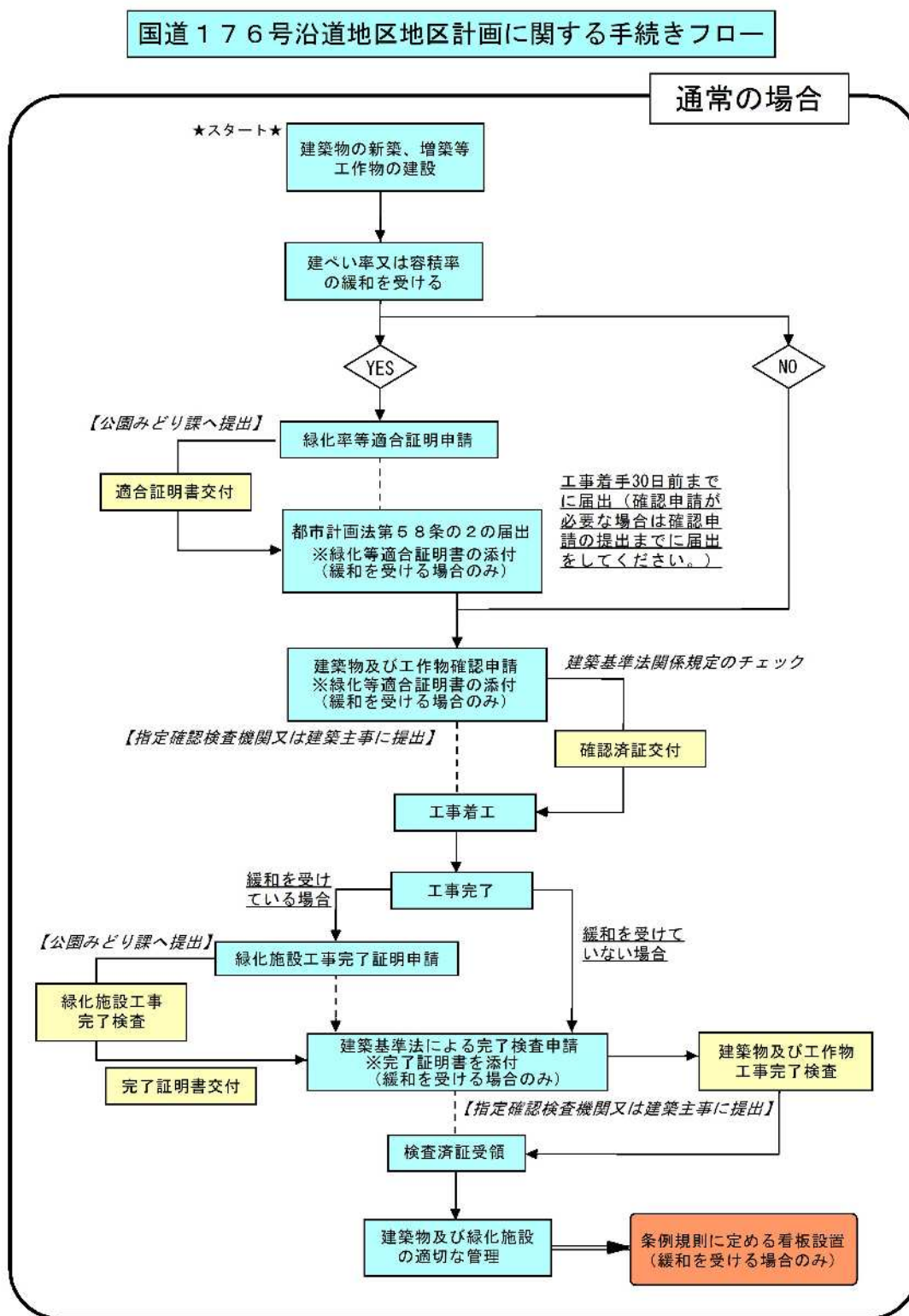
通常の流れに加え、緑化工事の施工において、物理的に植栽が不可能であったり、植物全般にとって極めて過酷な自然条件であることにより、建築完了検査までに緑化施設の工事が完了できない場合は、事前に市長の承認を得ることにより、建築工事の完了検査と緑化施設工事の完了検査を別々に受けることができます。

(フロー図 P.10、取扱い P.11参照)

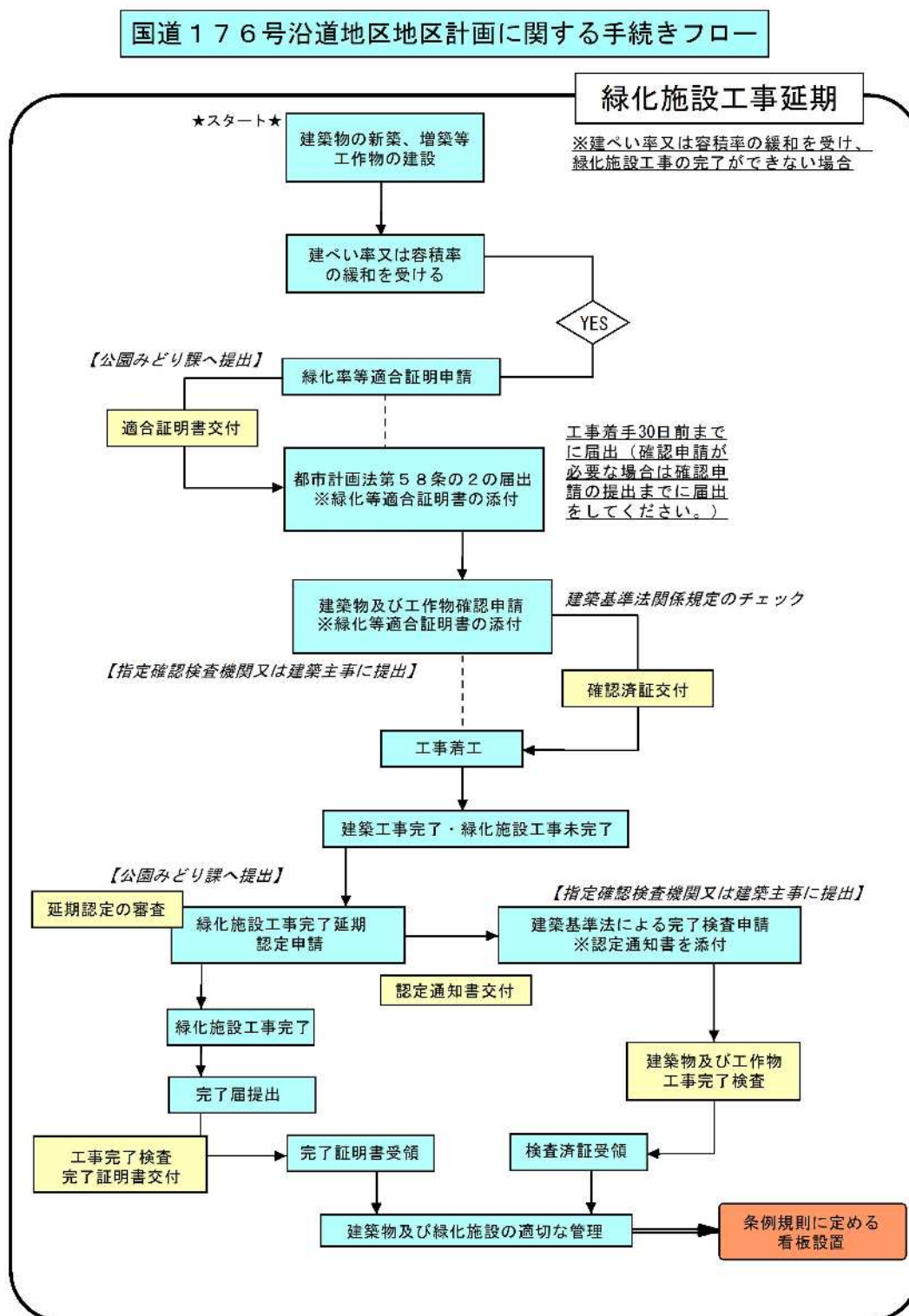
2-3 大阪府自然環境保全条例の適用について

緩和を受ける建築物については、大阪府自然環境保全条例第35条第3号(施行規則第28条第5号)の規定により条例による緑化義務及び届出義務の対象外です。

2-1 通常の流れ



2-2 緑化施設工事延期の場合



緑化施設工事完了延期認定の取扱いについて

都市緑地法第43条では、気温その他やむを得ない理由により建築工事の完了日までに緑化施設の工事を完了できない場合には、市長に申し出て、緑化施設工事の完了を延期できることが定められています。

延期認定を受けると、当該緑化施設の工事が完了していないことを除き建築基準法に基づく検査済証の交付を受けることができます。

認定については、植栽工事の施行時期に、台風や水害、大雪等の事象が生じ、物理的に植栽が不可能と認められる場合に限定して適用します。具体的な取扱いは下記のとおりです。

なお、認定を受けた場合は、緑化施設の工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設の工事を完了し、市に「緑化施設工事完了届」を提出し、完了検査を受けてください。

1. 植物全般にとって極めて過酷な自然条件である場合

原則として工事の完了予定日が、7月20日から9月20日までにある場合は、延期認定の対象とします。

2. その他物理的に不可能であると特に市長が認めた場合

残暑や渇水などを想定しています。

3. 手続きに必要な様式

(1) 緑化率等適合証明申請書

建築確認申請書に添付する緑化率や緑視率の適合証明書の交付申請を行う際に提出してください。

(2) 計画変更に係る緑化率等適合証明申請書

「証明書」の交付後に、緑化施設の内容に変更が生じた場合や「証明申請書」の記載内容に変更が生じた場合に提出してください。

ただし、緑化施設の**軽微な変更**（樹種の変更、緑化率・緑視率に影響のない配置の変更、緑化率・緑視率の増加を伴う変更など）に該当する場合は、緑化施設工事完了時に確認するため、適合証明申請及び都市計画法第58条の2に係る変更届の必要はありません。

(3) 緑化施設工事完了証明申請書

建築工事完了検査申請書に添付が必要ですので、緑化施設工事の完了後、完了証明書の交付申請の際に提出してください。

なお、「緑化施設工事完了延期認定」を受けた場合は、「緑化施設工事完了届」の提出により証明書を発行しますので、本申請書を提出する必要はありません。
緑化施設の軽微な変更は、この段階で確認します。

(4) 緑化施設工事完了延期認定申請書

酷暑など物理的に緑化施設工事を建築工事完了検査時までに完了できない場合に提出してください。

(5) 緑化施設工事完了届

「緑化施設工事完了延期認定」を受けた工事が完了した、完了した日から4日以内に提出してください。

緑化施設の軽微な変更は、この段階で確認します。

主な手続きの種類と必要な様式

	①緑化率等 適合証明申 請書	②計画変更 に係る緑化 率等適合証 明申請書	③緑化施設 工事完了延 期認定申請 書	④緑化施設 工事完了届	⑤緑化施設 工事完了証 明申請書
通常の場合	○				○
計画変更をす る場合		○			○
緑化施設工事 延期の場合			○	○	

添付図書等

① 緑化率等適合証明申請書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，申請に係る建築物と他の建築物との別，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置，種別及び面積
各階平面図	縮尺，方位，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置，種別及び面積
2面以上の立面図	縮尺，開口部の位置，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置，種別及び面積
2面以上の断面図	縮尺，建築物の軒及びひさしの出，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置，種別及び面積
緑化施設の面積の算出 根拠を示す書面	緑化面積求積図及び面積算出表（様式第2号）（配置図等に併記する場合は，省略することができる。） 緑視率の算出表（様式第3号）

②計画変更に係る緑化率等適合証明申請書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに変更後の緑化施設の配置，種別及び面積
各階平面図	縮尺，方位，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに変更後の緑化施設の配置，種別及び面積
2面以上の立面図	縮尺，開口部の位置，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに変更後の緑化施設の配置，種別及び面積
2面以上の断面図	縮尺，既存の緑化施設の位置，種別及び面積並びに変更後の緑化施設の配置，種別及び面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す書面	緑化面積求積図及び面積算出表（様式第2号）（配置図等に併記する場合は，省略することができる。） 緑視率の算出表（様式第3号）

③緑化施設工事完了延期認定申請書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，既存の緑化施設の位置・種別及び面積、整備する緑化施設の配置・種別及び面積、整備する緑化施設のうち建築基準法第6条第1項の規定による工事完了日までに完了できないものの配置・種別及び面積 ※面積には緑視面積を含む。
確認済証の写し	

④緑化施設工事完了届

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
写真	整備後の緑化施設(別方向から撮影したものを2点以上)
撮影位置図	撮影位置及び撮影方向

⑤緑化施設工事完了証明申請書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
写真	整備後の緑化施設(別方向から撮影したものを2点以上) 基準道路側の緑視状況
撮影位置図	撮影位置及び撮影方向

必要部数 正副 各2部

4. 様式等の記入例

4-1 様式の記入例

(様式第1号)

緑化率等適合証明申請書

添付図書：付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・断面図、緑化施設の面積の算出根拠

池田市長宛		平成〇〇年〇月〇〇日		提出日を記入	
申請者住所		池田市城南〇丁目〇番〇		建築確認の申請者と同じ	
氏名		池田 太郎			
電話		〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			
(自署の場合押印は不要です)					
北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。					
1. 建築主	住所	池田市城南〇丁目〇番〇			建築確認の申請者と同じ
	氏名	池田 太郎 電話〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
2. 建築位置	池田市				
3. 敷地面積	3,800㎡				建築確認の申請と同じ
4. 工事の種別	☒ 新築 ☐ 増築				建築確認と相違ないように選択する
5. 緑化施設の概要	緑化面積	835.6㎡	緑視面積	195.2㎡	緑化面積及び緑視面積の算出表から転記
	緑化率	21.98%	緑視率	25.68%	
6. 条例に規定の緑化率・緑視率の最低限度	10分の2・10分の1		2.5%		緑化面積及び緑視面積の算出表から転記
受付欄					
●を示す書面（ただし、各階平面図、2面以上の立面図・断面図において、明示すべき緑化施設がない場合には、省略することができます。）、その他市長が必要と認める図書					

(様式第5号)

計画変更に係る緑化率等適合証明申請書

池田市長宛		平成〇〇年〇〇月〇〇日		提出日を記入
申請者住所		池田市城南〇丁目〇番〇		建築確認の申請者と同じ
氏名		池田 太郎		
		(自署の場合押印は不要です)		
電話		〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。				
1. 建築主	住所 氏名	池田市城南〇丁目〇番〇 池田 太郎 電話〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		建築確認の申請者と同じ
2. 建築位置	池田市			
3. 行為の届出年月日	平成 年 月 日			
4. 行為の届出書受理番号	第〇〇号			
5. 敷地面積	3,800㎡			
6. 工事の種別	新築 増築			
7. 緑化施設の概要	緑化面積	830㎡	緑視面積	193.8㎡
	緑化率	21.84%	緑視率	25.5%
8. 条例に規定の緑化率・緑視率の最低限度	10分の2・10分の1		25%	
受付欄				

●添付図書：付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・断面図、緑化施設の面積の算出根拠を示す書面（ただし、各階平面図、2面以上の立面図・断面図において、明示すべき緑化施設がない場合には、省略することができます。）、その他市長が必要と認める図書

(様式第6号)

緑化施設工事完了証明申請書

池田市長宛		平成〇〇年〇月〇〇日		提出日を記入
申請者 住所 池田市城南一丁目〇番〇		氏名 池田 太郎		建築確認の申請者と同じ
		(自署の場合押印は不要です)		
		電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
次の建築物に係る緑化施設について、工事が完了しましたので、北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。				
1. 緑化率等適合証明書 交付年月日・番号		平成〇〇年〇〇月〇日 第〇〇号		緑化率等適合証明書から 転記する
2. 建築主	氏名 住所	池田 太郎 池田市城南一丁目〇番〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		建築確認と相違ないよう に記入
3. 建築位置		池田市石橋一丁目〇番〇		
4. 工事の種別		(新築) 増築		建築確認と相違ないよう に選択する
5. 敷地面積		200㎡		
6. 建築物の緑化率・ 緑視率		緑化面積 22㎡ 緑化率 11%	緑視面積 25㎡ 緑視率 29.76%	建築確認の申請と同じ
7. 工事完了日		平成〇〇年〇月〇〇日		工事が完了した日付を記入
		受付欄		

●添付図書：付近見取図、整備後の緑化施設の写真（別方向から撮影したものを2点以上、その他主要道路側から撮影した緑視状況がわかるもの、配置図等に撮影位置及び撮影方向を示すこと）、その他市長が必要と認める図書

(様式第8号)

緑化施設工事完了延期認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ← 提出日を記入

池田市長 宛

申請者 住所 池田市城南〇丁目〇番〇
氏名 池田 太郎 印

← 建築確認の申請者と同じ

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	グリーンハイツ〇〇
地名地番	池田市
敷地面積	3,800㎡

← 建築確認の申請と同じ

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	147.6㎡

← 既存の緑化施設で存置するものの面積を記入

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	688.0㎡

← 新たに設置する緑化施設の面積を記入

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日

工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	688.0㎡
工事を完了することができない理由	酷暑で植栽に不適なため。
完了予定年月日	平成24年10月10日

← 建築工事完了検査までに完了できない緑化施設の面積を記入

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	21.98%
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	3.88%

← 建築工事完了検査までに植栽できない理由を具体的に記入

(注) 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。

← 植栽できない事情が解消した後、速やかに工事着手することとし、適切な期間を設定

(様式第11号)

緑化施設工事完了届

池田市長宛		平成〇〇年〇〇月〇〇日
申請者 住所 池田市城南〇丁目〇番〇		
氏 名 池田 太郎 (印)		
(白署の場合押印は不要です)		
電話〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
次の建築物に係る緑化施設について、工事が完了しましたので報告します。		
1. 認定申請年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
2. 認定番号	第〇〇号	
3. 建築主	氏 名	池田市城南〇丁目〇番〇
	住 所	池田 太郎
		電話〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
4. 建築位置	池田市	
5. 工事の種別	新築 増築	
6. 敷地面積	3,800㎡	
7. 建築物の緑化率・ 緑視率	緑化施設の面積(緑視面積)	830㎡(193.8㎡)
	緑化率(緑視率)	21.84%(25.5%)
8. 工事完了日	平成24年10月8日	
受付欄		

提出日を記入

建築確認の申請者と同じ

緑化施設工事完了延期認定申請書から転記

建築確認と相違ないように記入

建築確認と相違ないように選択する

建築確認の申請と同じ

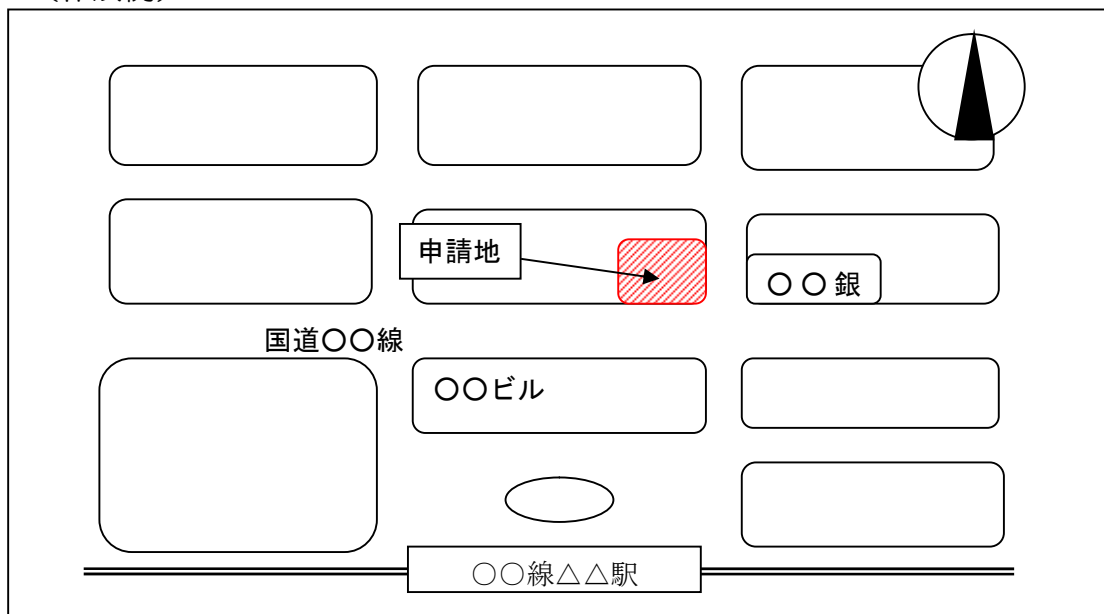
工事が完了した日付を記入

●添付図書：付近見取図、整備後の緑化施設の写真（別方向から撮影したものを2点以上、配置図等に撮影位置及び撮影方向を示すこと）、その他市長が必要と認める図書

4-2 添付図書の記入例

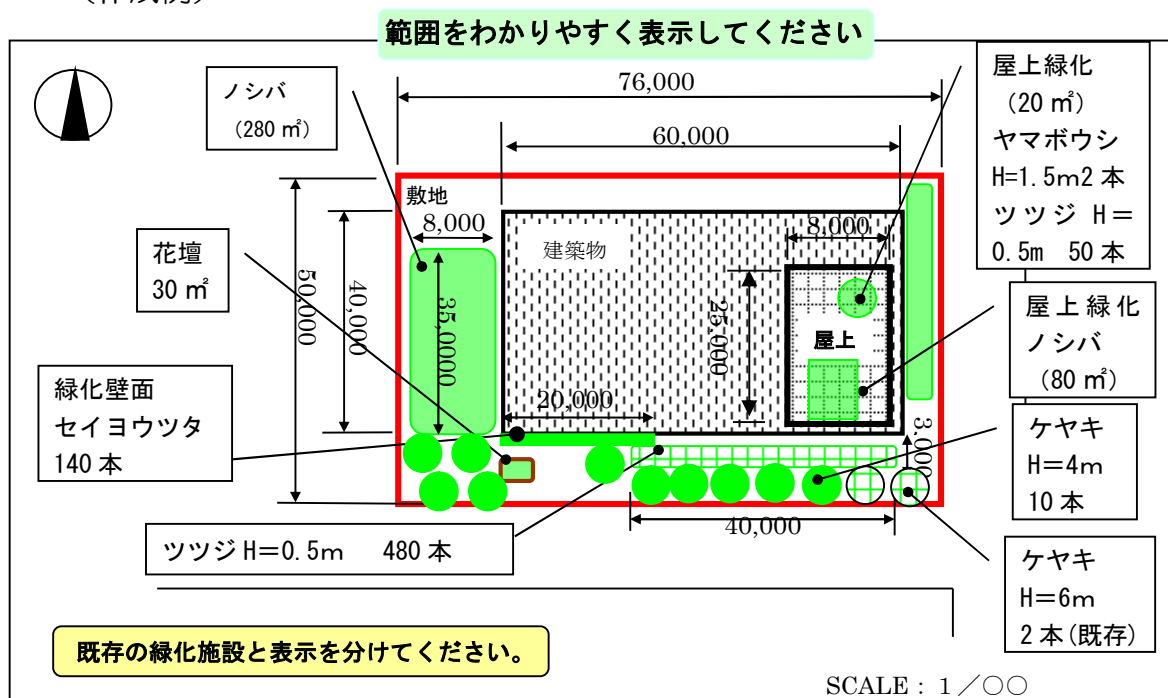
(1) 付近見取図

(作成例)



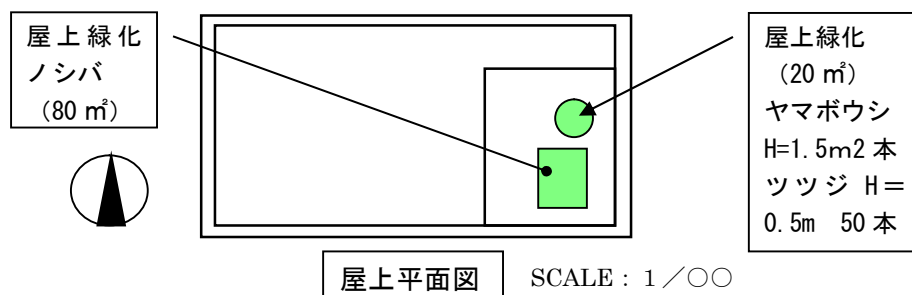
(2) 配置図

(作成例)

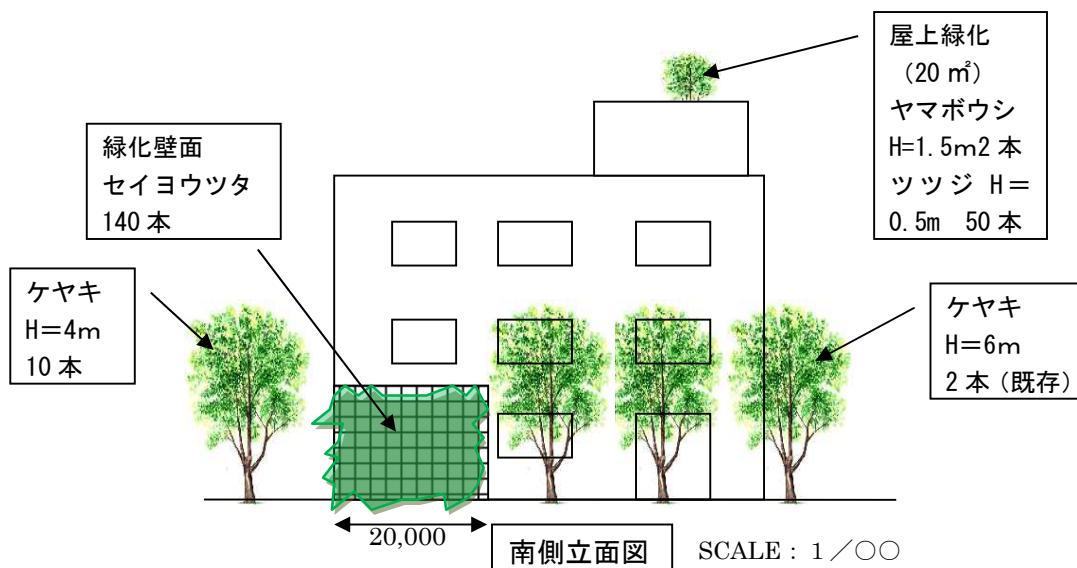


(3) 各階平面図

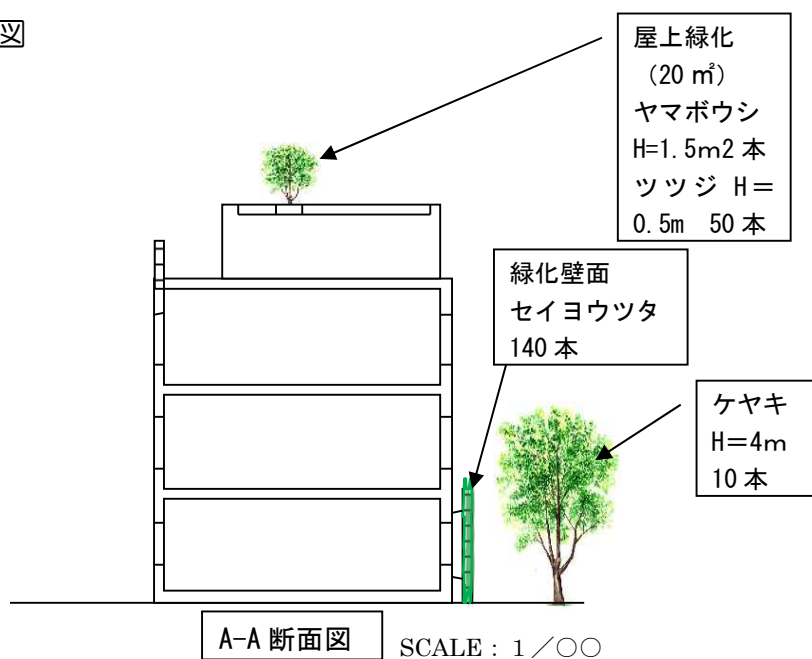
緑化施設がある場合に配置図の記入例に準じて作成してください。



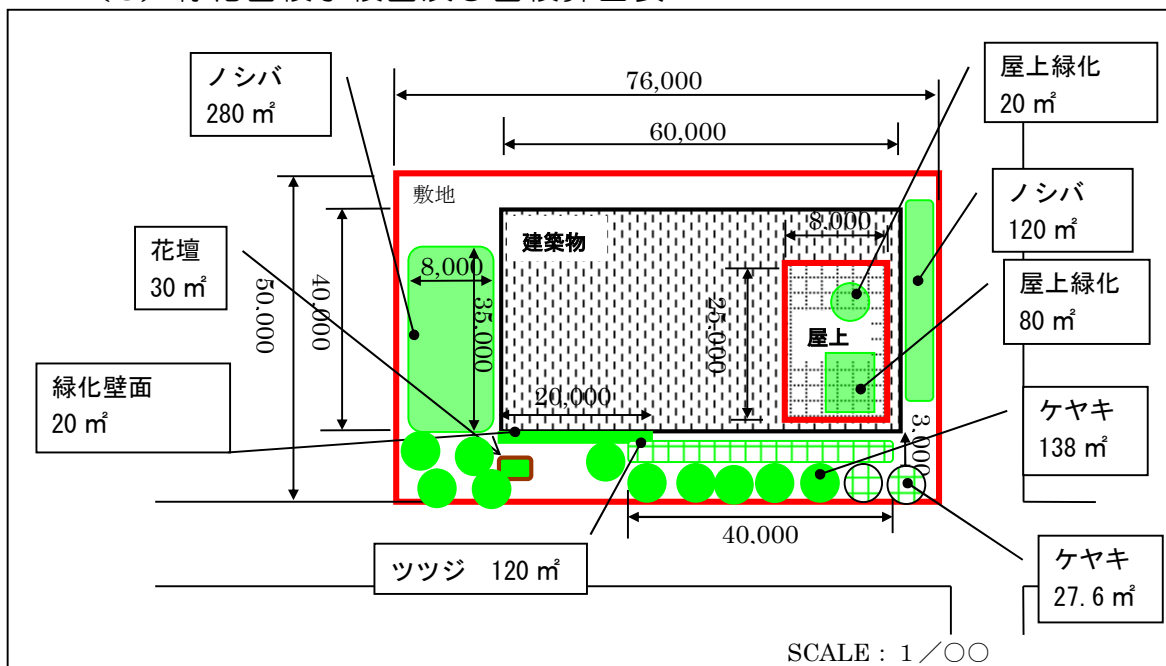
(4) 立面図



(5) 断面図



(6) 緑化面積求積図及び面積算出表



様式第2号

緑化面積算出表

条例に規定の緑化率 の最低限度	10分の2 > 10分の1
--------------------	---------------

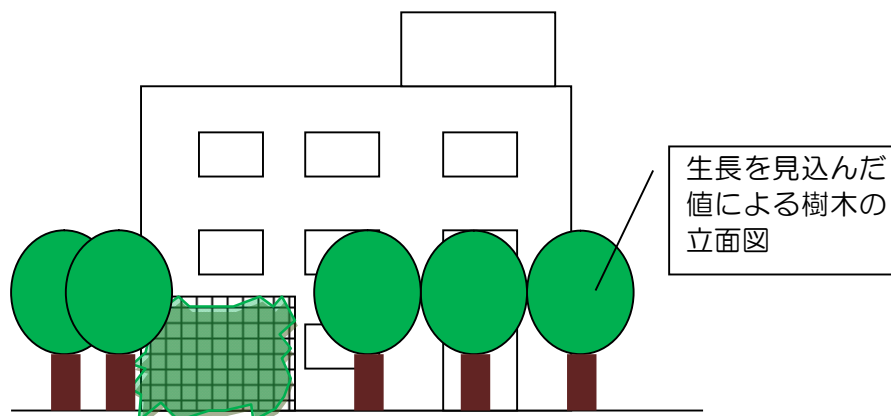
緑化の区分		地上部の緑化		建築物上の緑化	
樹木	樹冠によるもの	S1a	m ²	R1a	m ²
	みなし樹冠によるもの	S1b	165.6 m ²	R1b	m ²
	植栽基盤によるもの	S1c	120 m ²	R1c	m ²
芝その他の地被植物		S2	400 m ²	R2	20 m ²
花壇その他これに類するもの		S3	30 m ²	R3	80 m ²
水流、池その他これに類するもの		S4	m ²	R4	m ²
緑化施設に附属する園路、土留め等		S5	m ²	R5	m ²
		※ S5+R5は (S1a～S4及びR1a～R4の合計) の4分の1を上限とする。			
小計		S6=S1a～S5 の合計	715.6 m ²	R6=R1a～R5 の合計	100 m ²
壁面緑化				W	20 m ²
緑化面積		A=S6+R6+W			835.6 m ²
緑化率		緑化面積 A / 敷地面積 × 100			21.98%

※緑化率の最低限度については、いずれかを○で囲んでください。

※緑化施設の面積については都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算して下さい。

※緑化面積、緑化率は小数点以下3桁を切り捨て小数点以下2桁までで算出して下さい。

(7) 緑視率の算出表



(様式第3号)

緑視率の算出表

地上部緑化	種別・規格	計算式	面積 (㎡)
	植栽時の樹高が4m以上	$\pi \times 2.1 \times 2.3 = 15.1 \text{ ㎡}$	181.2
	植栽時の樹高が2.5m以上4m未満	$\pi \times 1.6 \times 2.0 = 10.0 \text{ ㎡}$	
	植栽時の樹高が2.5m未満	道路側植栽幅 (W) × 植栽時樹高 (H)	
	地被類	道路側植栽幅 (W) × 0.1m	4.0
地上部 緑視面積 合計 (A)			185.2 ㎡
建築物上緑化	種別・規格	計算式	面積 (㎡)
	植栽時の樹高が4m以上	$\pi \times 2.1 \times 2.3 = 15.1 \text{ ㎡}$	
	植栽時の樹高が2.5m以上4m未満	$\pi \times 1.6 \times 2.0 = 10.0 \text{ ㎡}$	
	植栽時の樹高が2.5m未満	道路側植栽幅 (W) × 植栽時樹高 (H)	
	地被類	道路側植栽幅 (W) × 0.1m	
建築物上 緑視面積 合計 (B)			0 ㎡
壁面緑化 合計 (C)		道路側植栽幅 (W) × 高さ (上限 1m)	20 ㎡
控除面積 合計 (D)			10 ㎡
緑視面積 合計 E=A+B+C-D			195.2 ㎡
敷地幅W(m): 主要道路と敷地の隣地境界線との交点を結んだ直線長			m
高さH(m): 主要道路と敷地の境界線からの建築物の最高高さ (上限 10m)			m
緑視率 (%): 緑視面積 (E) / (敷地幅W × 高さH) × 100			25.68%

※緑視面積、緑視率は小数点以下3桁を切り捨て小数点以下2桁までで算出して下さい。

※種別・規格別の面積欄は地上部及び建築物上それぞれの合計値を記載してください。「壁面緑化」、「控除面積」の面積欄も合計値で記載してください。

※樹木等の重複による控除面積は、図面上で算出し、箇所ごとにわかるように記載してください。

5. 緑化面積の計算方法

(都市緑地法に基づく制度の手引き 国土交通省 発行より抜粋一部加筆修正)

5-1 算出上の留意点

敷地の緑化率算定の基礎となる緑化施設の面積算出上の留意点は、以下のとおりです。

① 緑化施設に応じた面積計算

緑化施設区分に応じたそれぞれの面積計算方法に従って計算します。それらの面積の合計が、その敷地の緑化率算定の基礎となる面積です。

(都市緑地法施行規則 9 条)

② 緑化施設区分

緑化施設区分は、以下のとおりです。(都市緑地法施行規則 9 条、同法運用指針 7(3))

- 1) 樹木
- 2) シバ、その他の地被植物
- 3) 花壇、その他これに類するもの
- 4) 壁面緑化
- 5) 水流、池、その他これらに類するもの
- 6) 上記区分に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

③ 緑化施設区分の面積計算方法

各緑化施設区分の面積計算方法については、次項「5-2 各緑化施設区分の面積計算方法」を参照して下さい。

④ 既存緑化施設を含む

新たに整備するものばかりでなく、敷地で保全される既存の緑化施設の面積も計算の対象とすることができます。(都市緑地法 34 条 2 項、同法運用指針 7(3))

⑤ 工場立地法の義務づけ緑地面積を含む

本制度の場合は、工場立地法により最低限整備することが義務づけられている緑地の面積(通常は敷地の 20%)を含むことができます。

(都市緑地法運用指針 7(5) ①イ)

⑥ 建築物緑化促進制度における面積計算と異なる

本制度における緑化施設の面積計算方法は、大阪府自然環境保全条例第 33 条に基づく建築物緑化促進制度における緑化面積計算方法とは異なる点がありますので、十分に注意して下さい。

5-2 各緑化施設区分の面積計算方法

緑化施設区分ごとの面積計算方法は、以下のとおりです。

(都市緑地法施行規則 9 条)

1) 樹木

樹木については、次に示す 3 通りの算出方法のうち、いずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択してかまいません。

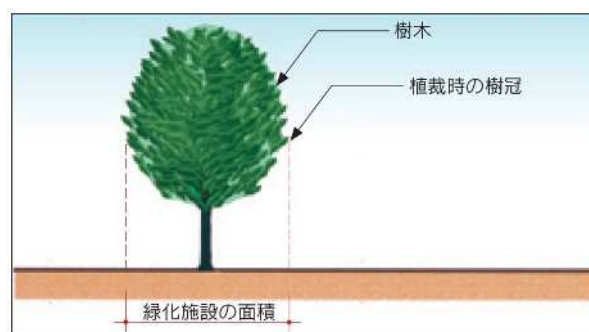
- ① 樹冠の水平投影面積の合計
- ② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計
- ③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

① 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。

ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。

なお、樹冠投影面積は、樹木の生長時を計画・予定した面積ではなく、植栽時の実際の水平投影面積とします。



② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

植栽時の樹高に応じて、右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化施設の面積とします。

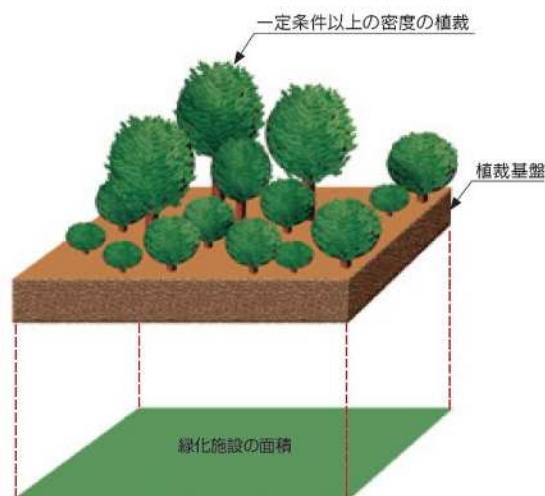
ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
1m 以上 2.5m 未満	1.1m
2.5m 以上 4m 未満	1.6m
4m 以上	2.1m

注：この算出方法は、樹木の樹高が 1 m 以上のものに限りま。

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

右記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤（土壌その他の資材）の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができます。



【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

A：当該部分の水平投影面積（m²）

T1：高さ 4m 以上の樹木の本数

T2：高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T3：高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T4：高さ 1m 未満の樹木の本数

（樹木の高さは植栽時のものとする）

【計算例】

例1)

100 m²の植栽基盤に、樹高4mの樹木が4本、2mの樹木が10本ある場合

満たすべき植栽密度

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4 \text{ に対し}$$

$$\text{左辺：} A = 100$$

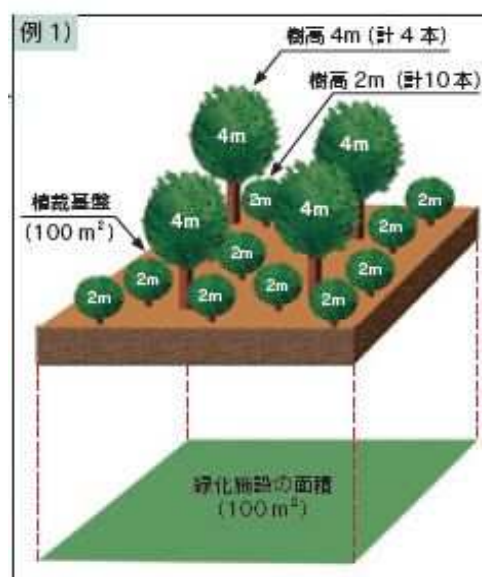
$$\text{右辺：} 18 \times T1 + 4 \times T3$$

$$= 18 \times 4 + 4 \times 10 = 112$$

すなわち、左辺<右辺となって上記の数式を満たします。



植栽基盤面積 100 m²を緑化施設の面積とすることができます。



例2)

100 m²の植栽基盤に、樹高3mの樹木が7本、1.5mの樹木が5本、0.9mの樹木が10本ある場合

満たすべき植栽密度

$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$ に対し

左辺:A = 100

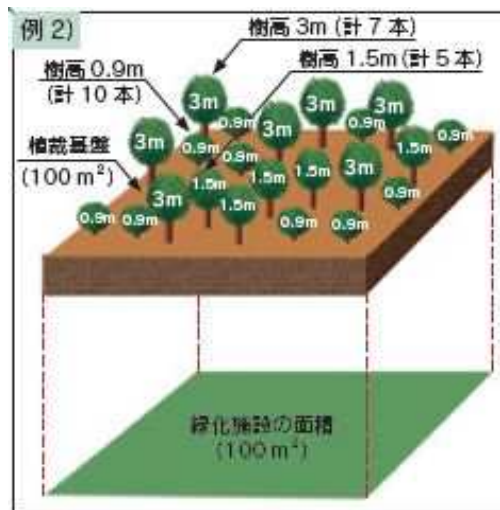
右辺: $10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$

$= 10 \times 7 + 4 \times 5 + 10 = 100$

すなわち、左辺＝右辺となって上記の数式を満たします。



植栽基盤面積 100 m²を緑化施設の面積とすることができます。



例3)

100 m²の植栽基盤に、樹高2mの樹木が20本ある場合

満たすべき植栽密度

$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$ に対し

左辺:A = 100

右辺: $4 \times T3 = 80$

すなわち、左辺＞右辺となって上記の数式を満たしません。

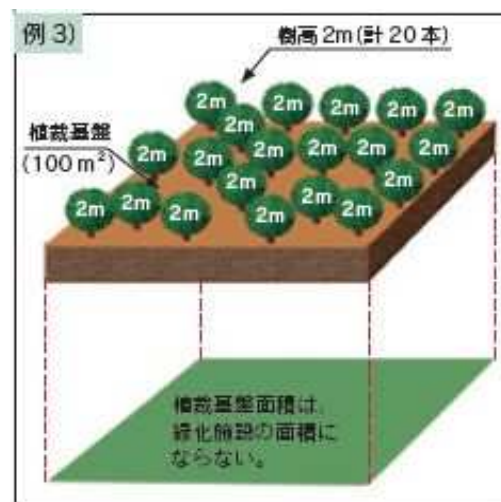


植栽基盤面積 100 m²をそのまま緑化施設の面積とすることができません。



この場合は、以下のいずれかの方法で、算出してください。

- ・上記の数式が満たされる植栽基盤範囲のみを計算する。
- ・上記の数式が満たされるように樹木の本数や樹高を増加させる。
- ・前述の①と②の方法のどちらかで算出する。

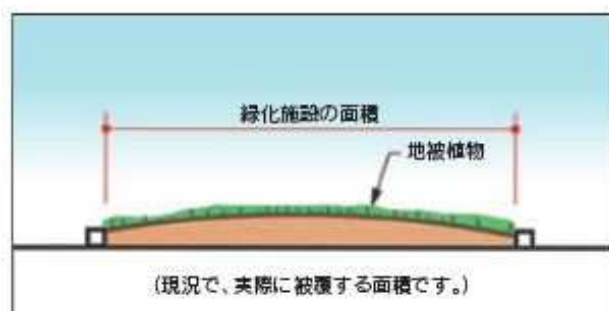


2) シバ、その他の地被植物

シバやその他の地被植物の緑化施設の面積は、これらで表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

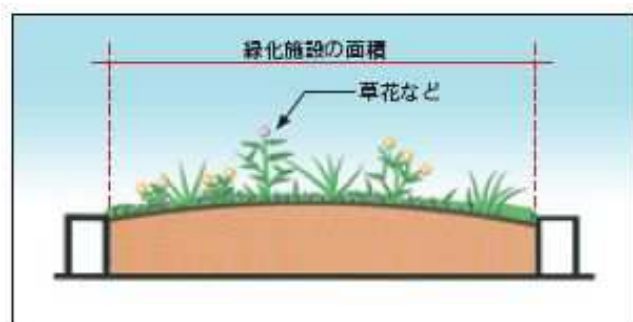
なお、植物の生長時を計画・予定した面積ではなく、実際の面積とします。



3) 花壇、その他これに類するもの

緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の緑化施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

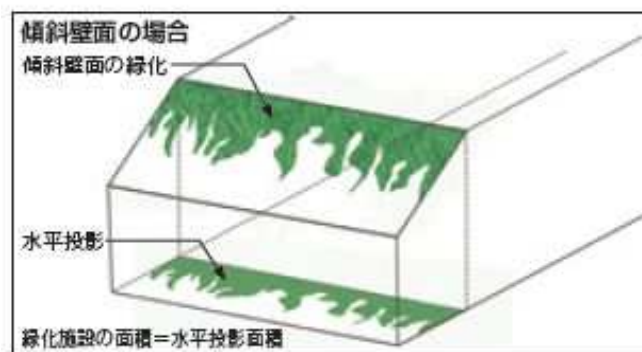
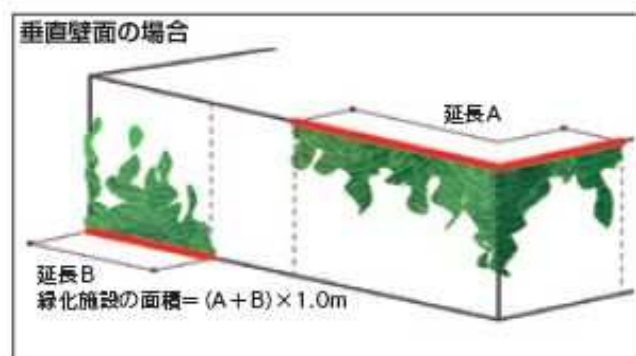


4) 壁面緑化

壁面緑化については、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計 (m)」× 1.0m を、緑化施設の面積とします。

ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については、重複して計算できません。

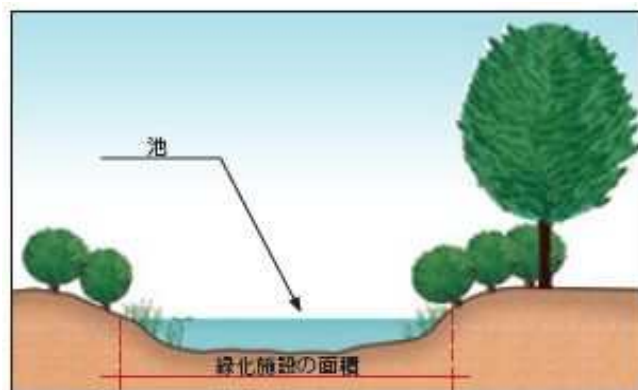
傾斜した壁面の緑化については、水平投影面積とします。



5) 水流、池、その他これらに類するもの

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

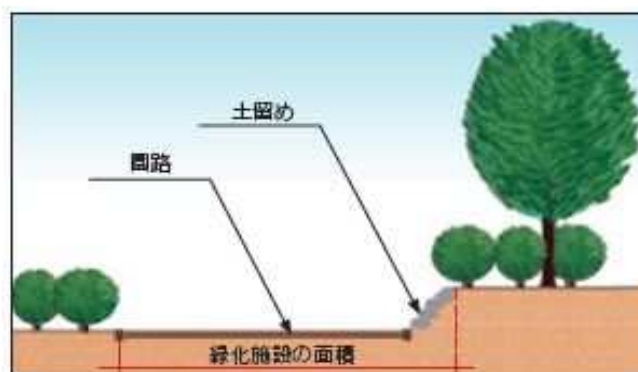
ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



6) 上記区分に附属して設けられる園路、土留その他の施設

その施設の水平投影面積を緑化施設の面積とします。ただし、「樹木」、「芝、その他の地被植物」、「花壇、その他これらに類するもの」、「水流、池、その他これらに類するもの」を合計した面積の4分の1を超えない範囲とします。（4分の1を超えた面積は、緑化施設の面積に算入できません。）

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



【緑化施設の組み合わせ 面積計算例】

面積計算例として、複数の緑化施設が組み合わせられた場合を示します。

① 外周植栽地

(5-2 1) ③) より、

右辺 A = 植栽基盤面積 600m²

左辺 = 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4

= 18 × 15 + 10 × 20 + 4 × 25 + 50

= 620

左辺 < 右辺であるから、

植栽基盤面積 600 m² → 緑化施設面積 600 m²

② 芝生広場

(5-2 2) より、

芝生面積 250 m² → 緑化施設面積 250 m²

③ 舗装広場内樹木

(5-2 1) ②) より、

樹冠面積 → 1.6 × 1.6 × 3.14 ÷ 8 m²

本数 5 本 → 8 × 5 = 40 m²

→ 緑化施設面積 40 m²

④ 花壇

(5-2 3) より、

2.5 × 4 = 10 m² → 緑化施設面積 10 m²

⑤ 園路、舗装広場等

※附属する園路等の参入可能な面積

①～④の合計 = 600 + 250 + 40 + 10 = 900 m²

園路等の面積は、900 m² の 1/4 まで緑化施設面積とすることができる。

900 × 1/4 = 225 m²

園路・ベンチ等 → 150 m²

舗装広場 → (12.5 × 16) - (40 + 10) = 150 m²

合計 → 150 + 150 = 300 m²

300 m² のうち、225 m² まで緑化施設面積に算入可能。

⑥ 合計緑化施設面積 (=①+②+③+④+⑤)

900 + 225 = 1,125 m²



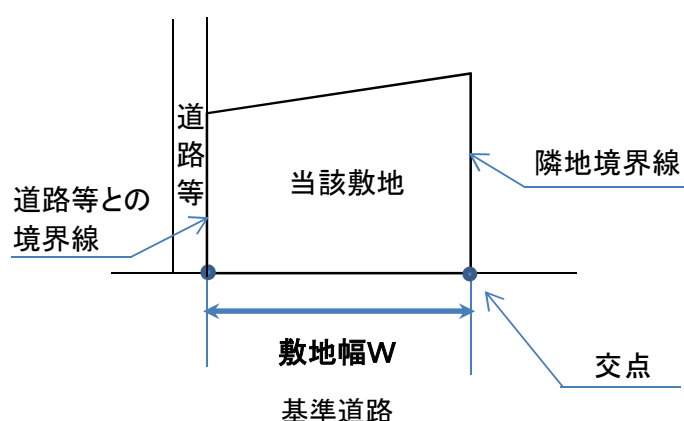
6. 緑視面積の計算方法

6-1 緑視率の定義

緑視率とは、「敷地の道路側立面に対する植栽の立面積の割合」をいい、以下の算式により求めるものとします。

$$\frac{\text{緑視面積の合計}A}{\text{敷地幅}W \times \text{高さ}H} \times 100\% = \text{緑視率}$$

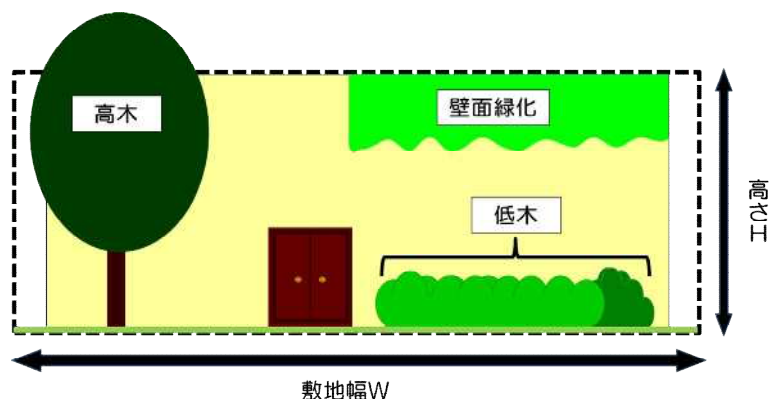
◎敷地幅 W：当該敷地に接する基準道路と当該敷地の隣地境界線（当該敷地に接する道路と交差する道路・水路等（以下「道路等」という。）が敷地境界の場合は、当該道路等の境界線）との交点を結んだ直線の距離



敷地が2以上の道路に接する場合の緑化誘導は幅員が最大の道路側を基準道路とします。

◎高さ H：緑化誘導を行う側の道路と敷地の境界線からの建築物の最高高さ。ただし、建築物の最高高さが10m以上の場合は10mとします。

◎緑視面積A：地上部及び建築物上の平面部における樹木、地被植物および壁面部の緑化のうち、植栽の立面積から重複部分及び塀等により基準道路側から見えない部分を除いた面積

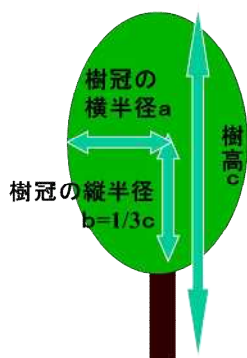


6-2 緑視面積の計算方法

緑視面積の計算方法は、以下のとおりとします。

$$\text{緑視面積} = (1) + (2) + (3) + (4) - (5)$$

(1) 樹高 2.5m以上の樹木 ⇒将来の生長を見込んだ数値とし、植栽時の樹高に応じて下表の数値により算出します。



植栽時の樹高	樹高 c	縦半径 $b=1/3c$	横半径 a	緑視面積 $\pi a b$
2.5m以上 4m未満	6m	2.0m	1.6m	10.0 m ²
4m以上	7m	2.3m	2.1m	15.1 m ²

(2) 樹高 2.5m未満の樹木 ⇒植栽時の緑視面積とします。

基準道路側植栽幅（単木植栽の場合は植栽時の枝張）(W)
×植栽時樹高 (H)

(3) 地被植物 ⇒植栽時の緑視面積とします。

基準道路側植栽幅 (W) × 0.1m
一年草の花壇は算出の対象となりません。

(4) 壁面緑化 ⇒植栽時の緑視面積とします。

基準道路側植栽幅 (W) × 植栽高さ (上限 1 m)

(5) 控除

(1)～(4)について、塀等により基準道路側から視認できない部分や、植栽が重なる部分は、(1)～(4)の算出方法に基づいて作成した図面や計算により控除してください。

- 植栽時の樹高 2.5m 未満の樹木、地被類、壁面緑化が重なる場合
- 植栽時の樹高 2.5m 以上の樹木どうしで、植栽時の地盤高さが異なる場合

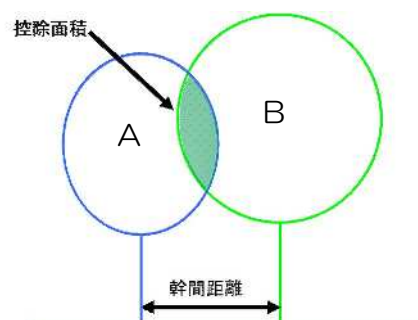
図面上で重複部分を計測、控除

- 植栽時の樹高 2.5m以上の樹木どうしが重なる場合（植栽地盤高さが同一の場合）

早見表により控除することができます。

◇ 植栽時の樹高 2.5m 以上の樹木どうしが重なる場合の控除面積早見表

高木A	高木B
2.5m 以上 4m 未満	2.5m 以上 4m 未満



※ 早見表の幹間距離の数字は、〇m以上〇m未満を示す。

幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)
0～0.1	10.05	1.0～1.1	6.12	2.0～2.1	2.61	3.0～3.1	0.19		
0.1～0.2	9.65	1.1～1.2	5.74	2.1～2.2	2.30	3.1～3.2	0.07		
0.2～0.3	9.25	1.2～1.3	5.37	2.2～2.3	2.01	3.2～	0.00		
0.3～0.4	8.85	1.3～1.4	5.00	2.3～2.4	1.72				
0.4～0.5	8.46	1.4～1.5	4.64	2.4～2.5	1.45				
0.5～0.6	8.06	1.5～1.6	4.28	2.5～2.6	1.19				
0.6～0.7	7.67	1.6～1.7	3.93	2.6～2.7	0.95				
0.7～0.8	7.28	1.7～1.8	3.59	2.7～2.8	0.73				
0.8～0.9	6.89	1.8～1.9	3.25	2.8～2.9	0.52				
0.9～1.0	6.50	1.9～2.0	2.93	2.9～3.0	0.34				

高木A	高木B
2.5m 以上 4m 未満	4m 以上

幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)
0～0.1	9.51	1.0～1.1	6.20	2.0～2.1	4.09	3.0～3.1	1.09		
0.1～0.2	9.50	1.1～1.2	6.05	2.1～2.2	3.75	3.1～3.2	0.86		
0.2～0.3	9.44	1.2～1.3	5.92	2.2～2.3	3.42	3.2～3.3	0.64		
0.3～0.4	9.35	1.3～1.4	5.79	2.3～2.4	3.09	3.3～3.4	0.45		
0.4～0.5	9.22	1.4～1.5	5.66	2.4～2.5	2.78	3.4～3.5	0.28		
0.5～0.6	8.58	1.5～1.6	5.52	2.5～2.6	2.47	3.5～3.6	0.14		
0.6～0.7	7.78	1.6～1.7	5.37	2.6～2.7	2.17	3.6～3.7	0.03		
0.7～0.8	7.14	1.7～1.8	5.15	2.7～2.8	1.88	3.7～	0.00		
0.8～0.9	6.69	1.8～1.9	4.79	2.8～2.9	1.60				
0.9～1.0	6.40	1.9～2.0	4.44	2.9～3.0	1.34				

高木A	高木B
4m 以上	4m 以上

幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)	幹間 距離(m)	控除 面積(㎡)
0～0.1	15.17	1.0～1.1	10.62	2.0～2.1	6.33	3.0～3.1	2.66	4.0～4.1	0.19
0.1～0.2	14.71	1.1～1.2	10.17	2.1～2.2	5.93	3.1～3.2	2.34	4.1～4.2	0.07
0.2～0.3	14.25	1.2～1.3	9.73	2.2～2.3	5.54	3.2～3.3	2.04	4.2～	0.00
0.3～0.4	13.80	1.3～1.4	9.29	2.3～2.4	5.15	3.3～3.4	1.75		
0.4～0.5	13.34	1.4～1.5	8.86	2.4～2.5	4.77	3.4～3.5	1.47		
0.5～0.6	12.88	1.5～1.6	8.42	2.5～2.6	4.39	3.5～3.6	1.21		
0.6～0.7	12.42	1.6～1.7	8.00	2.6～2.7	4.03	3.6～3.7	0.96		
0.7～0.8	11.97	1.7～1.8	7.57	2.7～2.8	3.67	3.7～3.8	0.73		
0.8～0.9	11.52	1.8～1.9	7.15	2.8～2.9	3.32	3.8～3.9	0.53		
0.9～1.0	11.07	1.9～2.0	6.74	2.9～3.0	2.99	3.9～4.0	0.34		

(6) 植栽箇所

地上部及び建築物上の平面部、壁面部

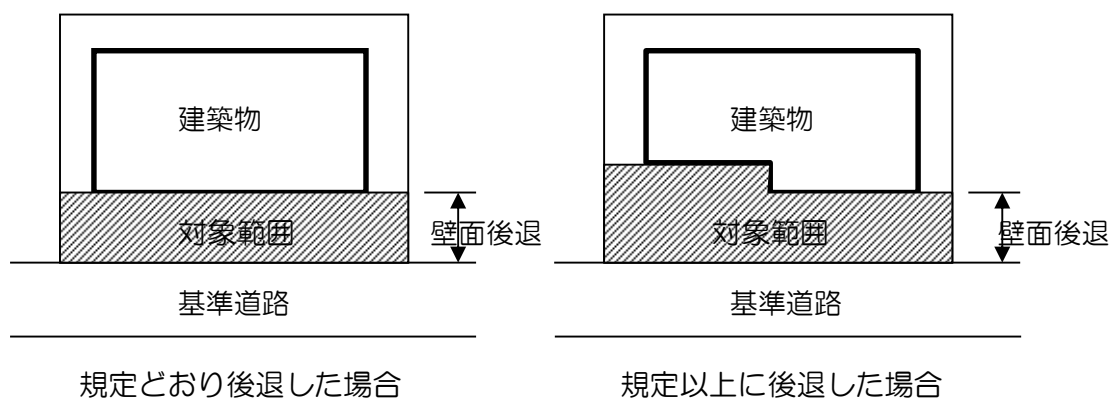
(移動可能なプランター等は算出の対象となりません。)

(7) 対象範囲

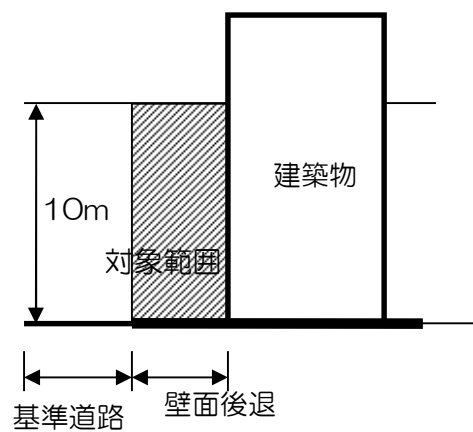
都市計画法第12条の5第7項第2号に定める壁面後退区域内
(壁面の位置の制限で定められた数値以上に後退している場合は、当該後退区域内)にある樹木、地被植物および壁面部の緑化を算出の対象とします。

また、高さは、10mまでの範囲の樹木等の部分を算出の対象とします。(建築物の高さが10m未満であっても、同様です。)

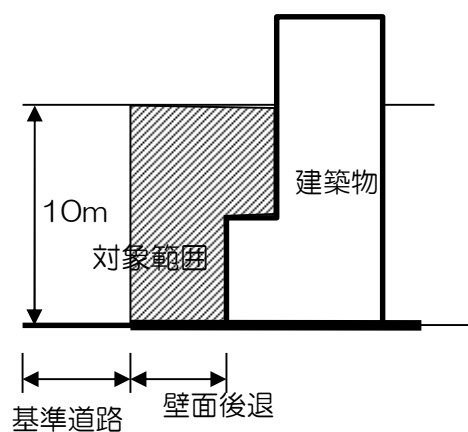
配置図



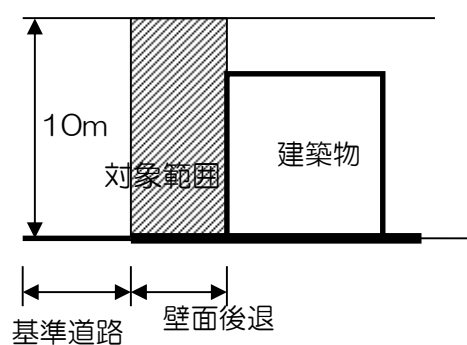
立面図



【規定どおり後退した場合】



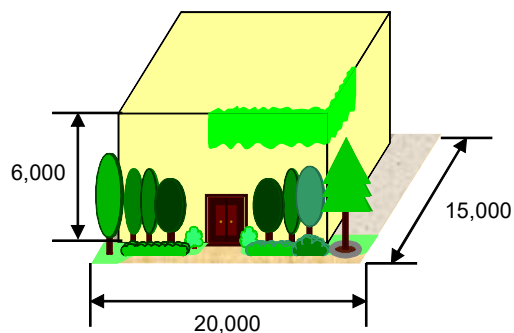
【規定以上に後退した場合】



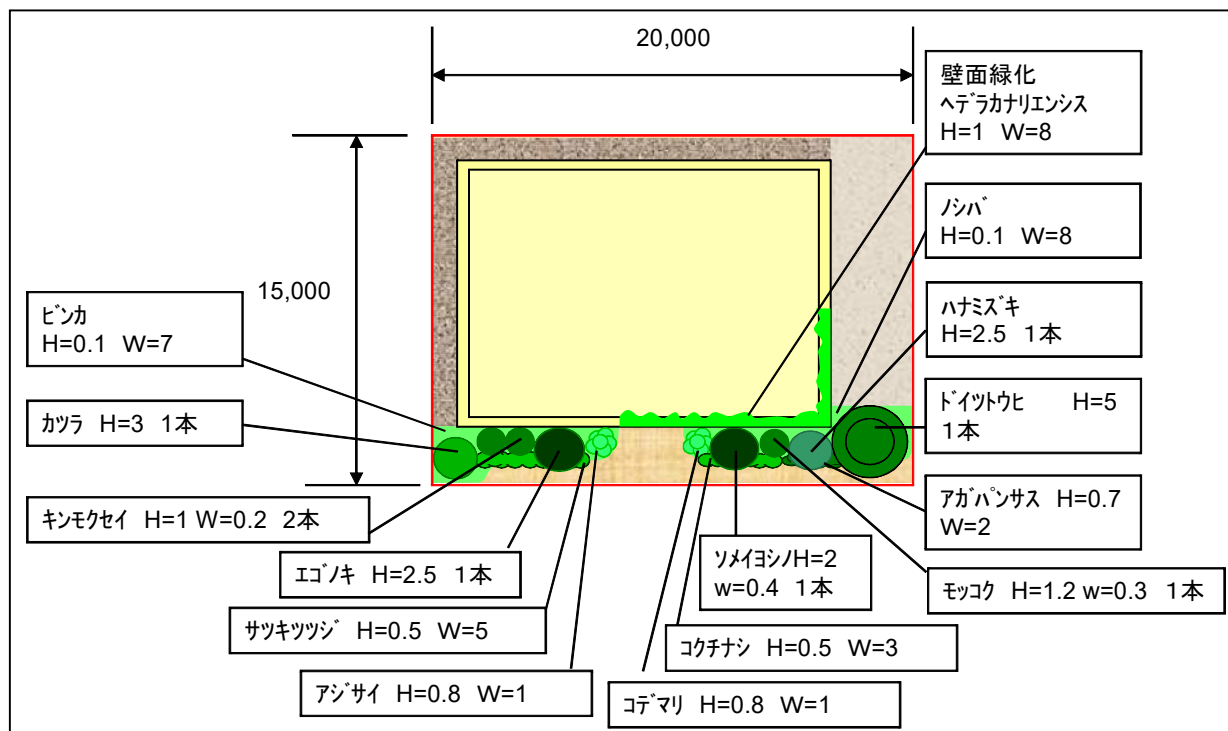
【建築物の高さが10m未満の場合】

6-3 緑視面積の計算例

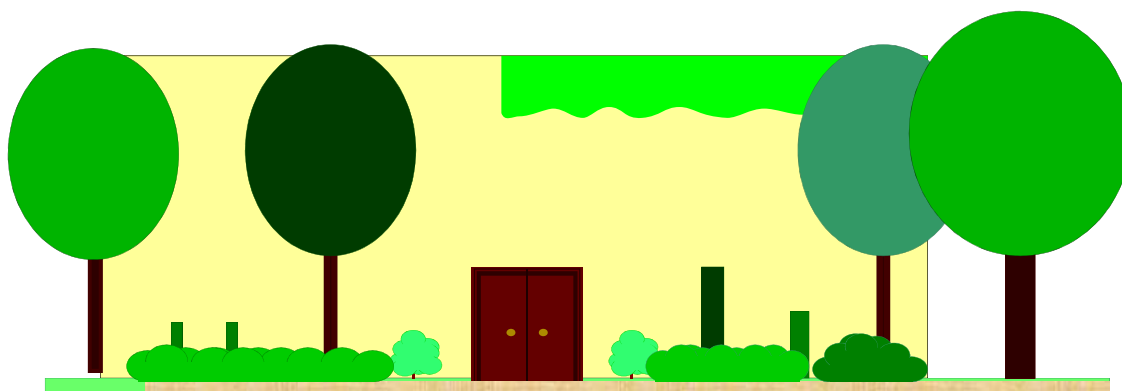
算出モデル（植栽時イメージ）



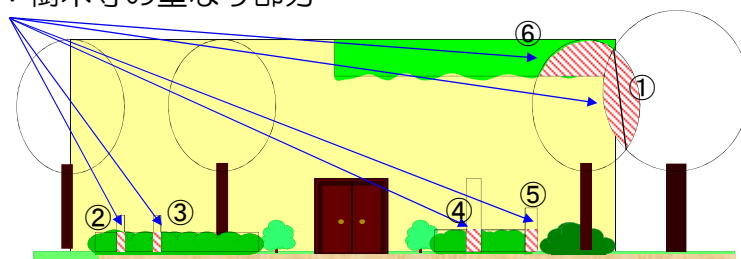
緑化計画平面図



緑視率 立面図（成長を見込んだ値による立面図）

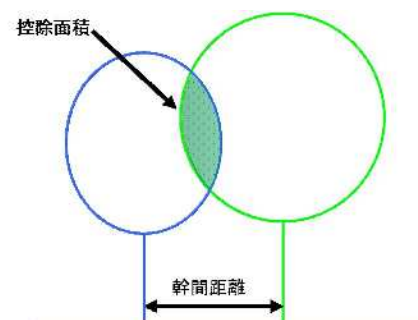


控除面積：樹木等の重なり部分



●植栽時の樹高 2.5m 以上の樹木どうしが重なる場合（植栽地盤高さが同一の場合）の控除面積早見表

高木A	高木B
2.5m 以上 4m 未満	4m 以上



幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)	幹間 距離(m)	控除 面積(m ²)
0～0.1	9.51	1.0～1.1	6.20	2.0～2.1	4.09	3.0～3.1	1.09		
0.1～0.2	9.50	1.1～1.2	6.05	2.1～2.2	3.75	3.1～3.2	0.86		
0.2～0.3	9.44	1.2～1.3	5.92	2.2～2.3	3.42	3.2～3.3	0.64		
0.3～0.4	9.35	1.3～1.4	5.79	2.3～2.4	3.09	3.3～3.4	0.45		
0.4～0.5	9.22	1.4～1.5	5.66	2.4～2.5	2.78	3.4～3.5	0.28		
0.5～0.6	8.58	1.5～1.6	5.52	2.5～2.6	2.47	3.5～3.6	0.14		
0.6～0.7	7.78	1.6～1.7	5.37	2.6～2.7	2.17	3.6～3.7	0.03		
0.7～0.8	7.14	1.7～1.8	5.15	2.7～2.8	1.88	3.7～	0.00		
0.8～0.9	6.69	1.8～1.9	4.79	2.8～2.9	1.60				
0.9～1.0	6.40	1.9～2.0	4.44	2.9～3.0	1.34				

緑視面積 算出式
地上部緑化

高木	規格	樹種名	計算式 (πab)	本数	緑視面積 (㎡)
	2.5m以上4m未満	カツラ、ハナミズキ、エゴノキ	$\pi \times 1.6 \times 2.0$	3	30
	4m以上	ドイツウヒ	$\pi \times 2.1 \times 2.3$	1	15.1
低木	規格	樹種名	計算式 (道路側幅 (W) × 植栽時樹高 (H))		緑視面積
	H=0.8, W=1	アジサイ、コデマリ	0.8×1.0	2	1.6
	H=0.5, W=5	サツキツツジ	0.5×5.0	1	2.5
	H=0.5, W=3	コクナシ	0.5×3.0	1	1.5
	H=0.7, W=2	アガパンサス	0.7×2.0	1	1.4
	H=1.0, W=0.2	キンモクセイ	1.0×0.2	2	0.4
	H=1.2, W=0.3	モッコク	1.2×0.3	1	0.36
	H=2.0, W=0.4	ソメイヨシノ	2.0×0.4	1	0.8
地被類	規格	樹種名	計算式 (道路側幅 (W) × 0.1m)		緑視面積
	H=0.1, W=7	ピンカ	0.1×7.0	1	0.7
	H=0.1, W=8	ノシバ	0.1×8.0	1	0.8
控除面積A				※	▲2.72
計					52.44

壁面緑化

樹種名	計算式 (道路側幅 (W) × 高さ (上限1m))	緑視面積 (㎡)
ヘデラカナリエンシス	8.0×1.0	8
控除面積B	CAD等より算出	▲1.6
計		6.4

合計 (㎡)	58.84
--------	-------

※控除面積A

規格		計算式	控除面積 (㎡)
①	高木・高木	早見表より (幹間2.6mの場合)	2.17
②	中低木・中低木	0.5×0.2	0.1
③	中低木・中低木	0.5×0.2	0.1
④	中低木・中低木	0.5×0.4	0.2
⑤	中低木・中低木	0.5×0.3	0.15
合計			2.72

※控除面積B

規格		計算式	控除面積 (㎡)
⑥	壁面緑化・高木	CAD等で算出	1.6
合計			1.6

算出モデルの緑視率

$$\frac{\text{緑視面積の合計}A}{\text{敷地幅}W \times \text{高さ}H} \times 100\% = \text{緑視率}$$

$$\frac{58.84 \text{ m}^2}{20.0\text{m} \times 6.0\text{m}} \times 100\% = 49.0\%$$

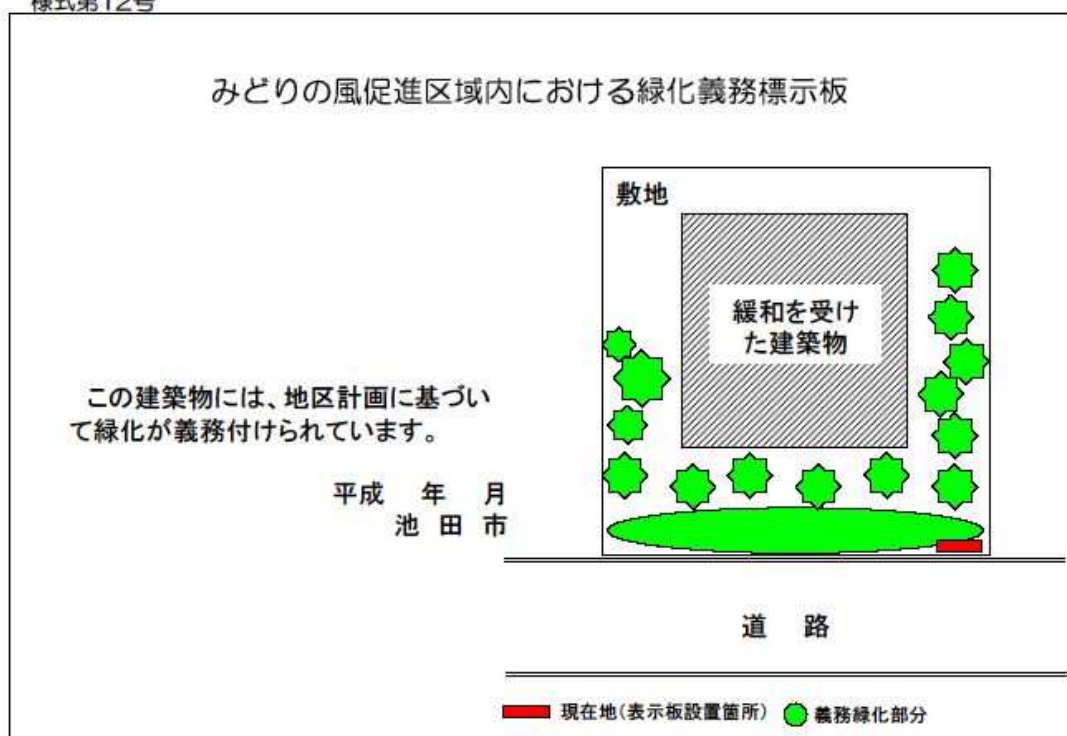
7. 緑化施設工事が完了後の管理について

7-1 表示板の設置について

緑化施設工事が完了した場合、緩和を受けるために設けた緑化施設等について、その趣旨等を記載した表示板を基準となる道路から容易に認識できる場所に設置してください。（表示板の様式は下図を参照）

- ① 材質は、ステンレス板、陶板などの耐候性・耐久性に優れたもので、容易に破壊しないものにしてください。
- ② 文字及び図面は、焼付け又はエッチングなどにより、消失しにくい仕様にしてください。

様式第12号



(注意) 1. 大きさは、たて210mm×よこ297mm以上とすること。
2. 図は設置方向に合わせること。

7-2 緑化施設の管理について

緑化施設については、適正な管理を行ってください。主な管理基準は下記のとおりです。

- ①適切な下草刈り、せん定、灌水、施肥、農薬などの使用などにより、緑化施設の良好な維持管理に努めること。

- ②緑化施設は、枯損状態で放置しないこと
- ③緑化施設の設置に当たっては、土壌の飛散、樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に十分配慮すること。
- ④緑化施設の構造及び建築物等の耐荷重構造に十分配慮し、植物の生育を管理すること。
- ⑤灌水に当たっては、雨水又は空調の冷却水の活用等により水資源の有効利用に努めること。
- ⑥施肥又は農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮すること。
- ⑦道路に面して設置された緑化施設については、原則として住民に公開するよう努めること。

問い合わせ先

池田市城南1丁目1番1号

池田市 まちづくり推進部都市政策課

代表 072-752-1111（内線 365）

都市整備部 公園みどり課

（内線 463）